

岩手県監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 6 月 20 日

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

第 1 請求人

一関市竹山町 4-45 第二平野ビル 501 号 佐藤正春

第 2 請求のあった日

- 1 請求年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- 2 受付年月日 平成 18 年 4 月 13 日

第 3 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 18 年 4 月 13 日付けでこれを受理した。

第 4 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりである。

1 主張事実

平成 18 年 3 月 20 日、岩手県議会定例会において平成 18 年度岩手県一般会計予算が可決成立したが、右予算に、A 組合が原告となり提起した損害賠償請求訴訟に要する費用に係る「訴訟費用負担金」及びこれに付帯する事務費 841,000 円が計上されている。

該予算に係る支出は、違法かつ不当であり、かつ相当の确实さをもってその執行が予測されるものである。

ア 平成 17 年 6 月 7 日付けで請求人佐藤正春（本請求人に同じ。）が行った地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく、岩手県が平成 16 及び 17 年度に支出した、A 組合が原告となり提起した損害賠償請求訴訟に要する費用に係る負担金の返還等を求める岩手県農林水産部長に関する措置請求に対し、同年 8 月 4 日付け岩監総第 23 号により岩手県監査委員から右請求を容認しない旨の通知があったが、右通知には「本県訴訟に係る事務に当たっては、費用負担協定に基づき、県、久慈市及び組合が責任分担を明確にして取組まれるよう望むものである。」との知事に対する監査意見が付記された。

イ 右監査意見に関し、平成 17 年 10 月 31 日、岩手県知事は、岩手県議会決算特別委員会において、あらかじめ負担割合を確定させてそれに基づいて支出するのが通例とした上で、本件のように目的実現を優先しなければならないなどやむを得ない事情がある場合には、通例によらず基本合意を取り交わし、後日負担割合を決めることも稀にあり、許されるもので、監査意見を踏まえ早期に負担割合を明らかにして対応したいと答弁している。

ウ A 組合が原告となり提起した損害賠償請求訴訟に係る「訴訟費用の負担に関する協定」（以下「協定」という。）は、平成 16 年 2 月 26 日に締結されたものであり、協定締結後既に 2 年以上を経過している。

エ 負担金は、その負担割合に応じ当事者が支出すべきものであり、負担割合を定めないまま、協定に基づき久慈市が負担責任を負うべき部分までも含め、岩手県が負担金として支出することは、本来制度の趣旨とは相容れないものである。

オ 岩手県は、イに示したとおり、岩手県は久慈市との該負担金に係る負担割合を速やかに定めるべきことを認識しながら、アに示した知事に対する監査意見に拘わらず、またウに示したとおり、協定締結後既に 2 年以上を経過しているにも拘わらず、該負担割合を定めないまま、協定締結後 3 箇年度目の予算となる平成 18 年度一般会計予算において、協定に基づき久慈市が負担責任を負うべき部分までも含め該負担金等の予算を計上し、これに基づく支出を行おうとするものである。

カ 右支出は、エに示した制度の趣旨を明らかに逸脱し、違法かつ不当な支出であって、かつオに示したとおり、岩手県が久

慈市との該負担金に係る負担割合を速やかに定めるべきことを認識しながら、アに示した知事に対する監査意見に拘わらず、該負担割合を定めないまま、平成 18 年度一般会計予算において、協定に基づき久慈市が負担責任を負うべき部分までも含め該負担金等の予算を計上したことから、その執行は相当の確実さをもって予測されるものである。

## 2 措置請求の内容

B 農林水産部長に対し、相当の確実さをもって予測される右違法かつ不当な支出を事前に差し止めるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求め本請求を行うものである。

## 第 5 監査の実施

監査対象部局を農林水産部とし、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

- 1 平成 18 年 4 月 28 日 本件請求を同月 13 日付けで受理することを決定した。
- 2 平成 18 年 5 月 10 日 法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対し、請求人から請求内容についての説明があり、これを聴取した。  
なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。
- 3 平成 18 年 5 月 15 日及び 23 日 監査対象部局に対し、監査に伴う諸事項について聴取を行った。
- 4 平成 18 年 6 月 2 日 監査対象部局に対し、監査を行った。

## 第 6 監査の結果

平成 18 年 6 月 8 日、本件請求について適法な請求ではないと認め、これを却下することと決定した。

なお、請求に係る監査の結果通知は、次のとおりである。

[決定通知書]

岩 監 総 第 15 号

平成 18 年 6 月 12 日

佐 藤 正 春 様

岩手県監査委員 川 村 農 夫  
岩手県監査委員 平 沼 健  
岩手県監査委員 菊 池 武 利  
岩手県監査委員 谷 地 信 子

### 岩手県職員措置請求について

平成 18 年 4 月 1 日付けで請求のあった地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づく岩手県農林水産部長(以下「農林水産部長」という。)に関する措置請求(以下「本件請求」という。)については、下記のとおり却下することとしたので通知します。

### 記

#### 1 監査の対象とした事項

措置請求書における請求の要旨及び添付された事実証明書の内容から、A 組合(以下「組合」という。)が原告となって提起した損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」という。)に要する費用(以下「本件訴訟費用」という。)に係る負担金(以下「本件訴訟費用負担金」という。)及びこれに付帯する事務費(以下「付帯する事務費」という。)に関して、平成 18 年度の予算執行の適否について監査を実施した。

#### 2 事実関係の調査

上記 1 の監査の対象とした事項について、岩手県農林水産部(以下「農林水産部」という。)の職員からその内容等について聴

取するとともに、本件訴訟費用の負担に至る経緯及び負担の状況、本件訴訟費用に係る平成 18 年度の予算等の関係書類を確認し、事実関係について調査した。

### 3 監査結果

#### (1) 事実関係の認定

##### ア 県の本件訴訟費用の負担に至る経緯について

県の本件訴訟費用の負担に至る経緯については、請求人から平成 17 年 6 月 7 日付けで提出された「岩手県措置請求書」(以下「前回請求」という。)に対する監査結果通知(平成 17 年 8 月 4 日付け岩監総第 23 号。以下「前回監査結果通知」という。)に記載のとおりである。

##### イ 訴訟費用の支出について

#### (ア) 平成 18 年度の農林水産部における事務の権限

岩手県事務委任及び代決専決規則(平成 18 年岩手県規則第 64 号。以下「代決専決規則」という。)による主な権限は次のとおりである。

- a 農林水産部の施策の基本方針の決定  
農林水産部長(代決専決規則第 12 条第 1 項第 1 号の規定による。)
- b 農林水産部の担当事務の処理方針の決定  
林務担当技監(代決専決規則第 15 条第 1 号の規定による。)
- c 支出命令及び 1 件の金額 1 億 5,000 万円未満の支出負担行為  
農林水産企画室管理担当課長(代決専決規則第 18 条第 9 項の規定による。)
- d 林業振興課の事務の処理方針の決定及び実施  
林業振興課総括課長(代決専決規則第 16 条第 1 項第 1 号の規定による。)
- e 林業振興課の担当事務の実施  
林業振興課林業担当課長及び特命課長(代決専決規則第 17 条第 1 号の規定による。)

#### (イ) 本件訴訟費用の負担

- a 本件訴訟費用を負担する理由  
前回監査結果通知に記載のとおり。
- b 訴訟における県、久慈市及び組合の役割  
前回監査結果通知に記載のとおり。

#### (ウ) 本件訴訟費用の負担に関する協定

- a 本件訴訟費用の負担に関する協定を締結する理由  
前回監査結果通知に記載のとおり。
- b 本件訴訟費用の負担に関する協定の締結内容  
前回監査結果通知に記載のとおり。
- c 県及び久慈市の費用負担  
前回監査結果通知に記載のとおり。
- d 県及び久慈市の費用負担に係る協議状況等

##### (a) 開催状況

農林水産部の説明によると、これまでの協議の開催状況は次のとおりであった。

時 期	場 所	参 加 者 等
平成 16 年 6 月 24 日	県庁	○ 県側は農林水産部長、林務担当技監、林業振興課総括課長及び林業振興課担当課長等が対応

平成 16 年 9 月 17 日	県庁	○ 久慈市側は、久慈市助役及び農林水産部長等が対応
平成 16 年 11 月 18 日	久慈市役所	
平成 17 年 4 月 15 日	久慈市役所	
平成 17 年 6 月 20 日	久慈市役所	
平成 17 年 7 月 7 日	県庁	
平成 17 年 7 月 27 日	県庁	
平成 17 年 8 月 12 日	久慈市役所	
平成 17 年 9 月 21 日	県庁	
平成 17 年 10 月 25 日	久慈市役所	
平成 17 年 11 月 30 日	県庁	
平成 17 年 12 月 26 日	久慈市役所	
平成 18 年 2 月 9 日	県庁	
平成 18 年 4 月 4 日	県庁	
平成 18 年 5 月 12 日	久慈市役所	

(b) 協議状況

農林水産部の説明によると、これまでの協議状況は次のとおりであった。

前回請求に係る監査結果において、監査委員が附した監査意見を重く受け止め、県と久慈市との本件訴訟費用の負担割合について、県が国に対して行った国庫補助金の一部返還に係る久慈市との負担割合を一つの考えとして協議を進めている。

なお、協議内容については、現在、久慈市と協議中であるので、詳細の説明は控えたいとのことであった。

(エ) 平成 18 年度における本件訴訟に関する費用

平成 18 年度における本件訴訟に関する費用の予算科目、予算額及び県議会の議決状況等は次のとおりである。

a 予算科目

款 06（農林水産業費）項 04（林業費）目 01（林業総務費）節 09（旅費）、19（負担金、補助及び交付金）

b 予算額

841,000 円（県職員旅費 217,000 円、訴訟費用負担金 624,000 円）

c 県議会の議決状況

平成 18 年 2 月 16 日に招集された第 18 回岩手県議会定例会において、上記 b を計上した平成 18 年度の一般会計予算案が、平成 18 年 3 月 20 日に可決された。

d 訴訟費用負担金の支出状況

農林水産部の説明によると、平成 18 年度の訴訟費用負担金は平成 18 年 10 月上旬以降に支出予定であるとのことであった。

e 県職員旅費の支出状況

農林水産部の説明によると、平成 18 年度の訴訟支援に係る県職員の旅費は、必要の際、支出する予定であるが、現在のところ支出していないとのことであった。

## (2) 監査の結果

以上の結果に基づき、本件請求について判断すると、次のとおりである。

請求人は、請求の要旨において、大要、本件訴訟費用負担金について、本件訴訟費用の負担に関する協定に基づく負担割合を速やかに定めるべきことを認識しながら、知事に対する監査意見に拘わらず、協定締結後3箇年度目の予算となる平成18年度一般会計予算において、久慈市が負担責任を負うべき部分までも含め訴訟費用負担金及び付帯する事務費の予算を計上し、これに基づく支出を行おうとするのは、違法かつ不当であることから、当該支出の差止め等を求める旨を主張している。

ところで、請求人は、平成17年6月7日付けで、既に組合が原告となって提起した損害賠償請求に要する訴訟費用に係る負担金の支出について、住民監査請求を行っており、監査委員は、平成17年8月4日付けで「本件支出は、違法又は不当な公金の支出には該当せず、請求人の主張については、理由がないものである。」との監査結果を通知したところである。

そこで、本件請求と前回請求についてみると、本件訴訟費用負担金について、県は久慈市との該負担金に係る負担割合を速やかに定めるべきことを認識しながら、知事に対する監査意見に拘わらず、協定締結後3箇年度目の予算となる平成18年度一般会計予算において、久慈市が負担責任を負うべき部分までも含め該負担金等の予算を計上し、これに基づく支出を行おうとすると新たな事由の追加等は認められる。しかし、いずれの請求も、久慈市が負担責任を負うべき部分までも含めての当該負担金等の支出を違法かつ不当なものとして必要な措置を求めるものであり、結局、両請求における監査の対象とする行為は、同じ協定書に基づき支出しようとするものであることから、同一であると認められ、また、監査の結果においても、同一の行為であると確認したところである。

この点、法第242条第1項に定める住民監査請求については、同一住民が先に監査の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されず、また、当該監査請求が先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求である場合、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出したとしても、別個の監査請求として適法であるとはいえない（昭和62年2月20日最高裁判決）と解されているところである。

したがって、訴訟費用負担金に係る本件請求は、法第242条第1項に定める住民監査請求として適法ではないと認められる。

次に、請求人は、本件請求において、付帯する事務費についても、違法かつ不当であることから当該支出の差止め等を求める旨を主張している。

付帯する事務費については、監査の結果、県が、組合が提起した訴訟の支援を行うための県職員旅費であると確認したところである。県職員旅費については、前回監査結果通知に記載のとおり、県が訴訟を支援することについて、県及び久慈市は、交付した補助金を組合から回収することを目的として、県、久慈市及び組合が連携して訴訟を維持する必要があることから、久慈市や組合の訴訟行為に際して、県が打合せに参加する等の協力や支援を行うことは、訴訟遂行上必要な対応であると判断したところである。

この点、付帯する事務費については、前回請求において、違法・不当な事項として主張されていないものの、監査委員は、県の訴訟費用の執行全般について監査を行っており、今回請求における付帯する事務費は、前回請求で監査した県職員旅費と結局、同一の目的を有する旅費であると認められ、県が訴訟行為を支援することについては訴訟維持上必要であると判断した旨を前回請求に係る監査結果において請求人あて通知したことから、本件請求においても別個の監査請求に係る事項とは認められず、これについても監査を経たものとするのが適当である。

したがって、付帯する事務費に係る本件請求についても、法第242条第1項に定める住民監査請求として適法ではないと認められる。

以上のとおり、本件請求は、適法な請求と認められないことから却下するものである。

## 4 監査意見

本件請求は監査の結果、適法な請求と認められないことから却下したところであるが、知事に次のとおり意見を述べることとした。

(知事に対する意見)

本件訴訟に係る事務に当たっては、前回請求の監査結果に基づき、県、久慈市及び組合の責任分担を明確化して取組まれるよう望む旨の意見を提出したところであるが、本件請求に基づく監査の結果、久慈市との協議を継続している経緯は認められるものの、未だ費用負担割合が明確にされていないことについては誠に遺憾である。

引き続き、合意に向けた一層の努力を強く望むとともに、久慈市との合意がなされていないこと等については、今後、県民に対して十分な説明責任を果たしていく必要があると考える。